

特別委員会の設置について（案）

- 1 名 称 予算・決算特別委員会
- 2 委員定数 19人以内
- 3 調査事件 令和7年度島田市一般会計決算、令和8年度島田市一般会計補正予算案、令和9年度島田市一般会計予算案の議案審査等
- 4 調査期間 議会が本件の調査終了を議決するまでとし、議会閉会中も継続して調査・研究を行うことができるものとする。
- 5 委員の任期 議会が本件の調査終了を議決するまでとする。
- 6 分科会の設置等
 - (1) 分科会名 総務生活分科会
厚生教育分科会
経済建設分科会
 - (2) 分科会の調査事項
 - ア 総務生活分科会は、総務生活常任委員会の所管に係るもの
 - イ 厚生教育分科会は、厚生教育常任委員会の所管に係るもの
 - ウ 経済建設分科会は、経済建設常任委員会の所管に係るもの
 - (3) 分科会委員の選任
各分科会の委員は、委員長が委員会に諮って選任する。